

特別養護老人ホーム（広域型・定員 30 人以上）についての質問に対する回答

令和 6 年 9 月 20 日

（問） 質問の受付締切が令和 6 年 9 月 10 日（火曜日）までとなっています。応募書類受付期間の最終日が増床は 10 月 31 日（水曜日）、新設は 11 月 29 日（金曜日）までとなっていますが、この受付期間は質問に対応していただきたいです。

（答） 質問の受付締切は、募集要項に記載の令和 6 年 9 月 10 日（火曜日）となります。ただし、質問の内容によって本市が回答の必要があると判断した場合は、対応するものとし、本市ホームページに回答を掲載します。

（問） 募集要項 P2(5)整備年度についての①「令和 8 年度中」に「令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までの各月 1 日付で広域型特養を開設できるよう、…」とありますが、令和 9 年 3 月 1 日が限度であり、令和 9 年 4 月 1 日は不可という解釈でよろしいでしょうか。

（答） お見込みのとおりです。

（問） 整備予定地に生産緑地が含まれており、今後解除に向け貴市担当課と相談・調整をすすめるが、応募書類提出時では、解除ができる方向性を示せば、解除ができていない状況でも応募することは可能でしょうか。

（答） 応募は可能です。応募書類提出時に生産緑地の指定解除ができていない状況での応募は可能ですが、選定後速やかに解除いただく必要があります。ご認識のとおり、本市担当課との相談・調整は並行して行ってください。

(問) 整備予定地を借地で検討しているが、一部「相続による相続税及び利子税」を要因とする財務省を抵当権者とする権利設定があります。募集要項別紙 1 のⅡ 整備予定地要件には、「…選定された後速やかに当該抵当権を抹消すること」とありますが、この場合においてもこの要件は適用されますか。

(答) 借地の場合でも、同様の要件が適用されます。